

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

徳島市長 遠藤 彰良

市町村名 (市町村コード)	徳島市 (36201)
地域名 (地域内農業集落名)	渭東地区 (安宅、末広、沖洲第1、沖洲第2、高洲、金沢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年9月19日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・本地域は、砂地での渭東ネギの産地化ができており、後継者もあるが、その一方で他に栽培できる作物がない。
・市街化区域内の農地が多く、税金が高い。
・耕作放棄地が増えており、農地を転用して不動産収入を得ている人が多い。
・農業を儲かる産業にしないと、担い手の確保は難しい。
・農作物の価格転嫁が必要である。
主な作物:渭東ネギ

(2) 地域における農業の将来の在り方

・ブランド化されている渭東ネギのさらなる発展に向けて、生産者間で共通認識できる体制の確保を行う。
・地域のコミュニティーの活性化のため、地域内外から農地の利用する者を確保し、担い手の農地の集約化に配慮しつつ、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	26.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	26.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
・以下の農地における転用について協議の場(令和7年9月4日～9月18日開催)において、地域計画内の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。
金沢二丁目136番5の一部 3,679㎡のうち351.91㎡、金沢二丁目136番5の一部 3,679㎡のうち934.33㎡、金沢二丁目136番23の一部 594㎡のうち374.16㎡、金沢二丁目136番22 729㎡、金沢二丁目136番5の一部 3,679㎡のうち1013.71㎡、金沢二丁目136番23の一部 594㎡のうち219.90㎡

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・対象地区内の農地利用は、地域の担い手が担っていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進していくことにより対応していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構については、地域の現状として市街化区域の農地が多く、遊休農地が少ないことや渭東ネギの新規参入が困難なことを踏まえ、現時点では活用は難しいが、今後は離農者等あれば活用していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・老朽化している用排水施設等の改修を検討し、有効利用を図っていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・認定農業者や新規就農者の確保に努め、市・県・JAと連携して相談体制を確立し、農地のあっせんや技術的指導の支援を図っていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・アグリサポートを充実させ、積極的に活用していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦水路や農道等の管理を農地所有者と耕作者が共同で行い、耕作可能な状態を維持し、農地を保全管理していく。